



資料編

千曲市緑の基本計画の策定にあたって

環境にやさしい街路樹や公園木・田園などの緑は、私達に癒しの空間を提供してくれています。今回、千曲市緑の基本計画策定にあたり、都市緑地法を理解し、8名の策定委員と資料を提供して頂いた市を始めとする関係機関のメンバーにより、平成23年10月より市内の視察を含め、議論を重ね策定に至りました。

緑の施行は、すぐに結果の出るものではありませんが、10年後、20年後を見据えて計画してあります。市内には数多くの社寺林や田園があり、緑が元気を保てるよう、保護活動をして頂きたいと思います。

緑の基本計画は千曲市総合計画をはじめ、多くの市計画にリンクしています。今後この計画を有意義に進め、住みやすい美しい緑の千曲市を次の世代にまでつなげていきましょう。

千曲市緑の基本計画策定委員会
委員長 杉本 一三

千曲市緑の基本計画策定委員名簿

選出区分	分類	委員氏名	所属団体等	
学識経験者	ガーデンデザイナー	越 洋子	越ガーデンデザイン事務所	
関係民間 団体等	環境	久保 甲	環境市民会議	
	環境	杉本 一三	環境市民会議	委員長
	環境	宮沢 誠	環境市民会議	
	緑化	堀内 太一	NPO法人千曲環境緑化協力会	
	森林	松崎 範人	NPO法人千曲の森	副委員長
一般	公募	大日野 昭一	公募委員	
	公募	松下 美由紀	公募委員	



環境保全・改善機能に関する施策

緑地の保全・活用

1 森林や樹林地の保全と活用

- 北国西街道（善光寺街道、善光寺西往還）の利活用（PR）。五里ヶ峯～一重山をトレッキングコースとして整備。

2 農地の保全と活用

- 公園化や緑化木の苗木育成場として利用、学校教育の一環として農業体験の場として利用。

3 その他の全般的環境保全

- 環境影響評価実施時における千曲市版レッドデータブックの活用。
- ヒートアイランドを防ぐために背の高い樹木を植えられる所に植える又暖房には薪を使う。
- 外来種駆除を市民運動にする。

レクリエーション・心の快適さの機能に関する施策

都市公園以外の公園的整備

1 道路空間内の公園的整備

- コミュニティガーデンの整備。



公共施設緑化例
三滝川堤防道路桜堤

2 民有地の公園的利用・オープンスペースの創出

- オープンガーデンの促進。

景観形成機能に関する施策

民有地の緑化

1 まちづくりにおける緑化の指導・誘導

- 景観計画において、千曲市の工場として、また会社として規模が大きい場合、緑化の義務付けを。

協働と参画の実現と緑の育成に向けた施策

協働と参画による緑化の推進

1 市民参加型緑化事業策

- 花いっぱい運動の実施（花の苗配布、花壇表彰）。
- 公民館単位の花壇づくり推進（コミュニティーガーデン）。
- 区の木・区の花の選定。オープンガーデンの促緑と花のフェスティバル（苗木や花の配布）。

2 市民参加の仕組みづくり

- 市民・事業者の「緑と人のネットワーク」づくりについては指定管理者制度や樹木医・造園業者などの参画を推進する。
- タネの銀行制度（市がタネを配布し、市民や事業者が育てて採取したタネを市に返す）。
- 緑のモニター制度（緑化に関するアンケートなど）の導入。
- 市民・事業者が不要になった樹木の受け入れと希望者への配布を行う。
- 企業協賛（スポンサー）による花鉢配布制度（花いっぱい運動）の復活。

3 緑化に関する指導・協議

- 地域別緑のランドデザイン

協働と参画による緑の管理・育成

1 緑の調査研究

- 植生コドラート（方計区）を設けた外来植物の生育状況の経年調査。
- 外来植物による既存植物の減少や絶滅危惧種との因果関係は生態実態調査の結果を公表して外来植物の駆除で市民の理解を求める。
- 千曲市の大まかな自生種（大木）生育特性の一覧表の作成。

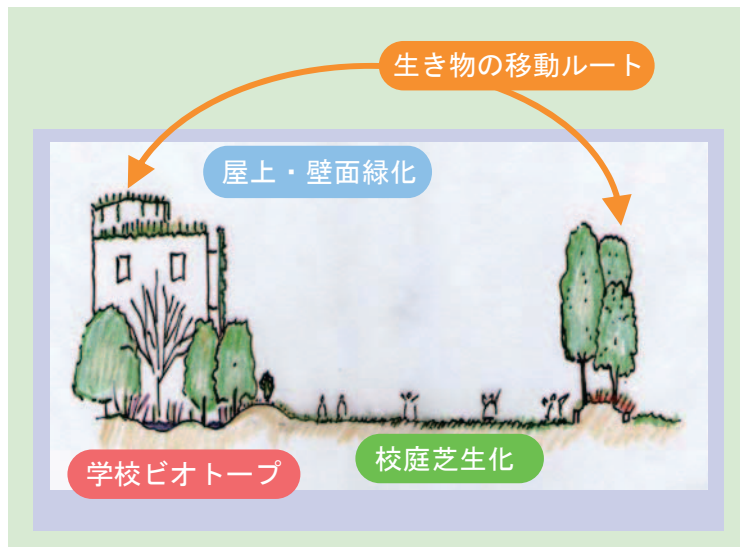
2 管理体制の構築・管理費用の削減策

- ニセアカシア・アレチウリ等の外来植物駆除を千曲市全区で行い、市民が必ず参加できる仕組みを作る。
- これだけ増えたアレチウリは駆除が困難、生萱のジャコウアゲハ生息地はあられだけ退治しても芽が出てくる。アレチウリは今や里山にも繁茂している、セイタカアワダチソウも同様である。
- 既存街路樹のマップの作成、樹種と現状把握及び個々に応じた具体的な管理の決定。

緑の教育

1 学校教育による取組み

- 子どもの時に教えることは重要で、樹木があることによって環境がどうなるか、例えば日向と日陰の温度差とか、土砂災害をどう防いでいるかを実際に体験させてみてはどうか。
- 緑の少年団活動への参加。学有林としての市有林の貸し出し。学有林の整備を通じた体験活動の実施。
- 各種コンクールへの参加指導。



2 市民全般を対象とした取組み

- 年1回緑木の苗を無料で市民に提供する事を検討する。
- 緑や自然の資源的価値や経済効果を訴える。

3 表彰制度の創設

- コミュニティガーデンや個人住宅ガーデンを対象とした表彰制度の導入。
- 緑化に対して資金を寄付して下さった人や会社を表彰する。
- ジャンルに分けた市民活動への表彰制度の創設。

4 広報活動の推進策

- 緑や自然の資源的価値や経済効果を訴える。

利活用による緑の保全支援

1 緑に関する経済循環支援

- 地産地消、旬産旬消の推進。
- 農産物や農産品の持続性の高いブランディング（ブランド構築）による農業振興。
- 間伐材の有効利用の推進。

2 緑のリサイクル

- バイオエタノールのプラントを造る。
- 公園のベンチ、楽器、食器などへの間伐材の有効利用の促進。

あ行

アイストップ

目を止める、目を惹きつけるもの。

アダプト制度

行政が、特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や事業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度のこと。

上田都市圏

都市圏とは、核となる都市を中心とし、通勤・通学等により密接な社会・経済的なつながりを持つ広域的な地域を指す。国土交通省によると、人口10万人以上で昼夜間人口比率が1以上である上田市を核都市として、上田市への通勤通学者が、全通勤通学者の5%以上、又は500人以上である市町村を含む圏域を都市圏として設定している。千曲市に隣接する坂城町は上田都市圏に属する。

NPO

Non profit organization の略で非営利団体のこと。一般に非営利で社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体。

オープンガーデン

個人の庭を一定期間、一般の人に公開するという活動。丹精こめた庭や花壇を開放し、訪れた人との交流を深めながら季節の植物を楽しむ庭のこと。

オープンスペース

一般的には、建物によって覆われていない土地の総称。本計画においては、街路や広場、公園などの一般に開放された様々に利用される空間のこと。

か行

環境絵本

千曲市環境市民会議が環境保全を目的に、平成22年3月に発刊した絵本。名称「てんぐやまのあんずまる」。市内の自然や植物が題材として取り上げられ、自然の大切さを題材にした物語。市内保育園児に配布。

環境基本計画

千曲市環境基本計画は、千曲市の素晴らしい自然環境を将来の子どもたちに残そうと、平成18年3月に市民が主体となり策定された計画。身近な自然環境から、日常生活や地球環境まで幅広く捉えられ、市民参加を大きな柱とし、その仕組みづくりやコミュニティづくりも示されている。

観光農園

自ら生産した農産物を、ほ場において、収穫等の一部の農作業を、体験又は観賞できる農園。

空間利用

土地利用という二次元的な機能の説明を意図した言葉に対して、空間の利用という三次元的なイメージをより強く意識した言葉。本計画においては、緑の空間（住宅の庭、学校敷地、寺社境内地、民間のビル等の屋上、河川、道路、公園など）を機能だけではなく風景として意識するために用いている。

グランドデザイン

全体を長期的、総合的に見渡した構想。

グリーンリサイクル

樹木等に関する廃棄物（剪定枝葉等）の再資源化、発生抑制、再利用のシステム。

景観計画

景観行政団体が、良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める景観法に基づく計画。千曲市景観計画は平成21年8月に策定。

景観緑三法

「景観法（平成16年6月）」と同時に公布された「景観法の施工に伴う関係法律の整備等に関する法律」、都市緑地保全法等の一部を改正され「都市緑地法」に改められた三法律。

景観資源

よりよい景観をつくるための、自然物や人工物を問わず景観の要素となるもの。

コミュニティーガーデン

地域住民が主体となって、地域のために場所の選定から造成、維持管理までのすべて過程を自主的な活動によって支えられている「緑の空間」やその活動。

さ行

崎地形

山脚の突出した所を示し、平野の中に突出した山地の鼻等を指す。

山塊

山々が重なり合って塊状となっているもの。

市民農園

市民がレクリエーション、自家消費用野菜・花の生産など、生きがいづくり等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。

市民緑地契約

土地や建物の所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する都市緑地法第55条に基づく制度。

樹林地

土地の大部分について樹木が生育している一団の土地をいう。樹林には竹林も含まれる。（都市緑地法運用指針）

条里制

日本において、古代から中世後期にかけて行われた土地区画（管理）制度である。屋代田んぼでは、「科野のクニ」の発祥の地を伺える飛鳥時代による区分方法とみられている。

植生遷移

ある土地に生育している植物の集団を総合的に捉えたものが植生であり、植生を構成するそれぞれの植物の環境形成作用が主な原因となって、時と共に植生を構成する植物の種類が環境に対応し、変化して行く現象。

た行

シンクタンク

諸分野に関する政策立案・政策提言を主たる業務とする研究機関。

生産年齢人口

年齢別人口のうち、労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層。

西南日本型気候

西南日本に著しく見られる、梅雨期に降水量の多い大きな特徴がある気候。

生物多様性

生命をシステムとして捉えた場合の豊かさを包括的に表した広い概念で、全ての生物の種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性のこと。

生物多様性条約
第10回締約国会議(COP10)

2010年10月に名古屋市で開催された、生物多様性条約の10回目となる締約国会議。遺伝資源の採取・利用と利益配分に関する枠組みである「名古屋議定書」や、生物多様性の損失を止めるための新目標である「愛知ターゲット」などが採択された。また、発展途上国への資金援助や、「SATOYAMAイニシアティブ」など、生物多様性を守るための国際的な取り組みに関する様々な取り決めがなされた。

善光寺街道

北国西往還（ほっこくにしおうかん）とも呼ばれ、中山道と北国街道を繋ぐ道として開削され、中山道洗馬宿から北上し、丹波島で北国街道と合流する。西国の人々の善光寺参り、信濃以北の人々の伊勢参り・金比羅参りで賑わった。

代償植生

自然植生に対する言葉で、様々な人為的影響が加えられた後に成立した植生のこと。

ダイナミズム

力強さ、迫力、内に秘めたエネルギー、活力の総称。

太平洋側気候

日本列島の太平洋側にみられる気候。冬は大陸からの冷たく乾いた風の影響を受け、晴天が多く乾燥し、夏は太平洋からの暖かく湿った季節風の影響を受け、梅雨や台風による降雨と盛夏の晴天がみられる。

棚田希少種保全園

姨捨地区の棚田で整備が進められている、約1ヘクタールの保全園。市内の有志や専門家らでつくる市生物多様性保全協議会により2008年度から整備。千曲市版レッドデータブックに掲載されている希少種や種の系統を保全している。

谷街道

信濃国稲荷山（千曲市）を起点として、千曲川東岸を北上して信濃国飯山（飯山市）に至る街道。

地域森林計画

全国森林計画に即して、県知事が地域の特性に応じた森林整備の目標と、森林施業の具体的な指針を明らかにするもので、長野県では流域を単位として、県を5つの計画区に分け、各区域内の民有林について、10年を1期とした計画をたてる。森林法第5条に基づく計画。

地区計画

住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するために策定できる計画で、都市計画法第12条の4第1項第1号に基づく制度。

筑摩山地

長野県中部、松本盆地と上田盆地を分ける美ヶ原を含む山地。標高1,000～2,000mで、主に中新世の火山岩と堆積岩、およびこれに貫入した火成岩および火山岩からなる。南部の霧ヶ峰から北部は上田～戸倉間の千曲川狭搾部を隔てて、三国・越後山脈に接続する。

千曲市版レッドデータブック

平成20年度から3年をかけ、市民と専門家が協働で調査を行い、平成23年2月に発刊。千曲市の絶滅危惧種などが掲載され、全325ページからなる。

千曲ブランド

地元製品のブランド化を進め、産業振興と地域の活性化を図り、千曲市の名を全国に発信することを目的とした、ブランド品の認定制度。市内で製造、又は生産された原料を使用した加工食品を対象としている。

地物

地上にある全ての物の概念のことで、川・山・植物・橋・鉄道・建築物・行政界など、実世界に存在するものに与えられる名前のこと。

中央高地気候

周囲を標高の高い山地に囲まれている、盆地の気候。周囲の標高の高い山地に阻まれて季節風などの影響を受けないため、年間を通して湿度が低めで、年間降水量も少ない。1mm以上の降水が観測される日数である降水日数も梅雨を除いて少ない。また、冬は放射冷却現象によって朝晩の気温が低くなることが多い。

沖積平野

主に河川による堆積作用によって形成される平野の一つ。沖積平野は地盤が緩く、水害に見舞われやすい為、災害に対して脆弱な地形となっている。日本の人口の大部分がこの平野に集まっている。

東北日本側気候

日本海側の冬型気候をなす地方の中で、東北地方型の特徴を示す気候のこと。日本海側気候の地域は、北海道および本州の中央分水界周辺とそれより日本海側に分布する。多くは豪雪地帯などである。

DID（人口集中地区）

国勢調査において設定される統計上の地区。市区町村の区域内で、人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して、人口が5,000人以上となる地区に設定される。

道路アダプトプログラム

公共の場所である道路を市民団体や事業者などが美化活動（清掃等）を行い、行政がこれを支援する制度。道路の一定区画が、愛情と責任をもって清掃美化されることから道路里親制度といわれる。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から、外来生物法によって指定されている生物のこと。

都市計画区域

都市計画による秩序ある都市の持続・発展を目指すため、都市計画法等によって規定され、都道府県によって定められる区域。都市計画区域には大きく分けて2種類あり、線引き都市計画区域は市街化区域（市街化を促進する区域）と市街化調整区域（市街化を抑制する区域）の区別があり、非線引き都市計画区域はその区別がない。

都市計画マスタープラン

都市計画法に基づいて、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるもの。千曲市都市計画マスタープランは平成21年8月に策定され、実現すべき具体的な都市の将来像、全体構想、地域別構想、および実現化の方策が示されている。

都市緑地法

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された。この法律には、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている。

特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全できる都市緑地法第12条による制度。都市計画法における地域地区として計画決定を行う。

な行

長野都市圏

都市圏とは、核となる都市を中心とし、通勤・通学等により密接な社会・経済的なつながりを持つ広域的領域を指す。国土交通省によると、人口10万人以上で昼夜間人口比率が1以上である長野市を核都市として、長野市への通勤通学者が、全通勤通学者の5%以上または500人以上である市町村を含む圏域を都市圏として設定している。2010年の国勢調査では千曲市は長野都市圏に属している。

は行

二次林

自然林（一次林）が伐採された後、又は焼失した後に土壌が破壊されていないため、自然に（または一部人為的な植生回復をしたものも含む）再生した林。日本の林の約36%を占め、カンバ類やマツ類などのような陽性の樹木が一斉に揃って生えた林が典型的である。二次林にはクヌギ、コナラの多い雑木林なども多い。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づいて指定され、自然、経済及び社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域。

農業振興地域整備計画

農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的に、農振法に基づいて市町村が定める総合的な計画のこと。

農用地区域

農業振興地域整備計画で指定された、農用地として利用すべき土地の区域のこと。ある農地を、集団的に将来にわたり優良農地として農業上の利用を確保し、農用地利用計画以外の各計画を、総合的かつ計画的に推進するための土地の区域として定めている。農用地区域内の土地については、その保全と有効利用を図るため、農地転用の制限、開発行為の制限等の措置がとられている。

バイオエネルギー

バイオマスを原料として作られるエネルギーのこと。バイオマスには、廃棄物系バイオマスと、栽培作物系バイオマスの2種類がある。

バイオマス

家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のこと。

ヒートアイランド現象

都心における気温が郊外に比べ高くなり、等温線を引くと、都心部を中心とした島のような現象。特に夜間ではその気温差は大きくなる。都市では緑が少なくアスファルトやコンクリート、金属などに覆われ、都市周辺とくらべて平均気温が高くなる。

ビオトープ

野生生物の生息する空間、生態系として捉えることの可能な最小の地理的単位。

フォッサマグナ帯

日本列島中央部をほぼ南北に走る構造帯で、地質的に特徴を成す区域。東北日本と西南日本の境目とされる地帯のこと。

保安林

土砂流出防備林や水源涵養林など、森林法によって、伐採、使用を制限、禁止されている森林。種類は17種類。

防災登録農地制度

地震などの災害が発生したときに、田や畑として利用されている農地を、一時避難空間や復旧資材置場などとして利用できるように土地所有者の協力を得て、あらかじめ登録する制度。

北国街道

江戸幕府によって整備された脇街道で、北国脇往還（ほこくわきおうかん）、善光寺街道（ぜんこうじかいどう）などとも呼ばれる。善光寺への参拝のために整備され、佐渡の金を江戸に運ぶ道として、五街道に次ぐ重要な役割を果たした。今の国道18号がほぼ本筋に沿って通じている。

ま行

水辺の楽校(みずべのがっこう)

国土交通省千曲川河川事務所と千曲市が、子どもたちが安心して学べる水辺として整備し、平成23年に完成。自然の状態を極力保全し、親水池での水生生物観察や、野鳥観察などの自然と触れ合える学習の場として利用されている。

緑のカーテン

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る、省エネルギー手法。主につる植物などで窓を覆うように繁茂させた、カーテン状の構造物を指し、葉の蒸散作用と日陰の効果によって、室内の温度上昇の抑制を図ることができる。

みどりの里親制度

公共の緑を市民団体や企業が育成活動を行い、行政がこれを支援する制度。愛情と責任をもって手入れされることから里親制度と表現される。

モニタリング

日常的かつ継続的な観測を行うこと。

や行

山アテ

道路の軸線の延長線を姿の良い山や構造物に向け、街路空間の景観に取り込むこと。

ら行

ランドマーク

比較的遠方からも眺めることができ位置の把握に役立つ、周辺よりも高さのある姿の良い建築物、構造物や樹木など。

緑陰

青葉の茂った木立の日陰。

緑化率規制

都市計画法に定める地区計画等の区域内において、市町村が条例で建築物の緑化率の最低限度を定め、建築物の新築等に際して、一定割合以上の緑化を義務づけることができる制度。

緑地協定

自分たちの住むまちを良好な環境としていくために、関係者全員又は開発者の合意により区域を設定し、緑地の保全、又は緑化に関する協定を締結できる、都市緑地法第45条・第54条に基づく制度。

緑化地域制度

緑が不足している市街地などにおいて、敷地面積が一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けられる都市緑地法第34条に基づく制度。

緑地保全地域制度

里地・里山など、都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全できる都市緑地法第5条に基づく制度。